

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 条例要配慮個人情報について（法第 60 条第 5 項）</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 要配慮個人情報とは</b></p> <p>(1) 改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 2 条第 3 項は、<u>本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する次の記述等が含まれる個人情報</u>を要配慮個人情報として規定しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害・知的障害・精神障害等の障害があること、⑧健康診断その他の検査の結果、⑨保健指導・診療・調剤情報、⑩本人を被疑者又は被告人として逮捕・捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪本人を非行少年又はその疑いのある者として保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと</p> </div> <p>(2) 現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、要配慮個人情報の定義は規定していませんが、個人情報の取扱いの一般的制限規定（第 6 条第 2 項）において、次の事項をセンシティブな個人情報として列挙しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 思想、信条及び宗教に関する事項</li> <li>イ 社会的差別の原因となるおそれのある事項</li> </ul> <p><b>2 法における要配慮個人情報の取扱いに関する規律</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事業者（民間部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 原則、本人の同意なしでの取得禁止（法第 20 条）</li> <li>イ オプトアウト方式による第三者提供からの除外（法第 27 条）</li> <li>ウ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等に関する個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）への報告義務（法第 26 条）</li> </ul> <p>(2) 行政機関等（公的部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等に関する委員会への報告義務（法第 68 条）</li> <li>イ 個人情報ファイル簿へ要配慮個人情報が含まれる旨の記載（法第 75 条）</li> </ul> <p>(3) 上記（1）（2）の取扱いの違い</p> <p>法は、行政機関等については、次の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、十分な本人の権利利益の保護が確保されるとし、要配慮個人情報に特化した制限規定を設けていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要配慮個人情報を含む個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定していること（法第 61 条第 1 項）</li> <li>イ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと（同条第 2 項）</li> </ul>

- ウ 不適正な利用の禁止（法第 63 条）、適正な取得（法第 64 条）
- エ 安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこと（法第 66 条）

### 3 条例要配慮個人情報とは

- (1) 法第 60 条第 5 項は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めることができると規定しています。
- (2) 委員会は、条例要配慮個人情報を規定する場合、事前に委員会に相談することが望ましいとしています。
- (3) 委員会に対して、現行条例第 6 条（個人情報の取扱いの一般的制限）に規定している「社会的差別の原因となるおそれのある事項」といった包括的な規定の可否について問い合わせたところ、対象とする事項があいまいであり、条例要配慮個人情報に位置付けることは適当ではないとのことでした。

### 4 条例要配慮個人情報を規定した場合

- (1) 条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体が保有する個人情報にのみ適用されることになり、個人情報取扱事業者には適用されません。
- (2) 要配慮個人情報と同様に、漏えい等の委員会への報告義務、個人情報ファイル簿へ条例要配慮個人情報が含まれる旨を記載することになります。
- (3) 法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしてできないとしています。

実施機関  
の考え方

要配慮個人情報、条例要配慮個人情報を含めた個人情報は、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合にその保有が限定されること、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、不適正な利用の禁止、適正な取得、安全管理措置義務の規定のもとに取扱うことと規定されています。

また、本市の事務事業においては、生活保護の受給に関する情報や DV・虐待等の相談記録に関する情報等を取扱っていますが、仮に、これらの情報を条例要配慮個人情報として規定したとしても、条例要配慮個人情報独

	<p>自に取得や提供に係る制限規定を設けることは認められておらず、上記の取扱い規定に基づき、取扱うこととなります。</p>
--	---

こうしたことを考慮すると、条例要配慮個人情報を規定するまでの必要性は認められないと考えます。

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について (法第 75 条第 5 項)</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 前提</b> 改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 75 条第 1 項は、個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成・公表を義務付ける一方、同条第 5 項は、地方公共団体の機関等が、条例で定めるところにより、ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるとしています。</p> <p><b>2 ファイル簿</b> 行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、特定事項を記載した帳簿(ファイル簿)を作成し、公表しなければならないことを定めています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>個人情報ファイル</u> 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ② 上記のほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> </div> <p>(1) 趣旨 保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするとあります。(ガイドラインより)</p> <p>(2) 作成・公表の対象 行政機関が保有している個人情報ファイル。ただし、職員等に関する個人情報ファイルで専ら人事管理等に関する事項を記録するものや、1年以内に消去する記録のみを記録するもの、本人の数が一定の数(1,000人)に満たないものなどは作成・公表の適用除外となっています。</p> <p><b>3 個人情報取扱事務開始届</b> 現行の個人情報保護条例第 9 条において、実施機関は、個人情報を取扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、特定事項を記載した個人情報取扱事務開始届（以下「開始届」という。）を市長に届け出なければならないことを定めています。</p> <p>(1) 趣旨 当該届を市民の閲覧に供することにより、自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにすることです。</p>

	<p>(2) 作成・公表の対象  実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行していくうえで個人情報収集、利用等の取扱いを伴う事務。</p> <p><b>4 記載事項の比較</b>  別紙1～3のとおり</p> <p><b>5 法と異なる規定の可否</b>  本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられないとされています。  ただし、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外となります。(Q&amp;Aより)</p>
<p>実施機関の考え方</p>	<p>ファイル簿と開始届を比較すると、作成単位や記載事項に差異が確認できますが、本人が自己の情報の所在確認や実態の把握を行うことができるようにするという、帳簿の作成・公表の趣旨は同様であり、それによって自己情報開示請求権を保障するものです。また、1つの事務において複数の個人情報ファイルを保有している場合は、事務単位よりもファイル単位の方が細くなる一方、個人情報ファイルを利用しない個人情報取扱事務もあるため、どちらが一概に詳細であるというものではないと考えます。</p> <p>そのうえで、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務開始届を作成する場合、記載事項等が重複した2つの帳簿を策定することとなり、市民にとって検索しにくさや分かりにくさが生じる可能性があります。</p> <p>よって、個人情報ファイル簿以外に、個人情報取扱事務開始届を作成・公表する必要性は認められないと考えます。</p>

## 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務開始届の記載事項の比較

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務開始届
個人情報ファイルの名称	個人情報取扱事務の名称
行政機関の名称	実施機関の名称
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
	個人情報取扱事務の開始（変更）年月日
個人情報ファイルの利用目的	個人情報取扱事務の目的
	個人情報取扱事務の根拠法令
記録項目	個人情報の記録項目
記録範囲	個人情報の対象者の範囲
記録情報の収集方法	個人情報の収集先
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	個人情報の目的外利用・外部提供の有無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正および利用停止に関するほかの法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	個人情報取扱事務の処理形態
	他法令による開示制度の有無
	個人情報取扱事務の委託の有無
	個人情報が記録されている主な公文書の名称及び種類
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	

## 個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

## ＜標準様式第1-5＞ 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	

個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理フ ァイル）
	政令第21条第7項に該当す るファイル  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

様式第 3 号

(表)

第 年 月 号  
日

## 個人情報取扱事務開始届出書

吹 田 市 長 様

実施機関

吹田市個人情報保護条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届出をします。

個人情報取扱事務を所掌する組織の名称				
事務の 区分	<input type="checkbox"/> 共 通 <input type="checkbox"/> 固 有	関連課名	開始（変更）年月日	
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務の目的				
個人情報取扱事務の根拠法令等				
個人情報の対象者の範囲				
個人 情報 の 記 録 項 目	戸籍的事項	家庭生活	社会生活	その他
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> その他
	思想・信条等		心身の状況	
	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 人種民族	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい	<input type="checkbox"/> 身体的特徴 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> その他



<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について (法第 78 条第 2 項)</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 前提</b></p> <p>(1) 改正個人情報保護法（以下「法」という。）における自己情報の開示請求では、不開示情報とされている情報であっても、情報公開条例（以下「公開条例」という。）の規定により開示することとされている情報であれば、条例で定めれば開示情報とすることができるとしています。</p> <p>(2) また、法で不開示情報とされていない情報であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報で、</li> <li>②公開条例において開示しないこととされているもののうち、</li> <li>③公開条例との整合性を確保するために不開示にする必要があるものについては、条例で定めれば不開示情報とすることができます。</li> </ul> <p>(3) 別紙 2 により、法と公開条例を比較すると、次の点について整理が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書きハと、公開条例第 7 条第 1 号ただし書きウの公務員等の職務遂行に係る情報</li> <li>② 法には規定がないが、公開条例第 7 条第 5 号に規定する法令等の規定による情報</li> </ul> <p><b>2 公務員等の職務遂行に係る情報</b></p> <p>(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としていますが、ただし書きハにおいて、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の<u>職及び職務遂行に係る内容</u>に係る部分については、不開示とはならないと規定しています。</p> <p>一方、本市公開条例第 7 条第 1 号は、個人に関する情報を不開示情報としていますが、ただし書きウにおいて、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の<u>職、氏名並びに職務遂行の内容</u>に係る部分は、不開示とはならないと規定しています。</p> <p>(2) 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、次の見解を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としていますが、ただし書きイにおいて、「法令」の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、不開示とはならないと規定している。</li> <li>・ 上記「法令」には条例が含まれるため、公開条例において公務員の氏名について、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又</li> </ul>

	<p>は公にすることを定めている場合には、ただし書きイに該当するものとして不開示情報から除外されると考えられる。</p> <p><b>3 法令等の規定による情報</b></p> <p>(1) 本市公開条例第7条第5号は、法令の規定により、明らかに公開することができないとされている情報を不開示情報と規定しています。 一方、<u>法では、同様の規定は設けられていません。</u></p> <p>(2) 委員会は、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常、法第78条第1項各号の不開示情報の類型に該当するものと考えられ、当該情報が法第78条第1項各号のいずれの不開示情報に該当するかを実質的に判断する必要があるとしています。</p>
<p>実施機関 の考え方</p>	<p>委員会の見解を踏まえると、改正法と本市公開条例との間で不開示情報の範囲について調整を行う必要性はないものと考えます。</p>

行政機関情報公開法	
	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>
個人に関する情報	<p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
行政機関被識別加工情報等	<p>一の二 省略</p>
法人等に関する情報	<p>二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
国の安全等に関する情報	<p>三 省略</p>
公共の安全等に関する情報	<p>四 省略</p>
審議、検討等に関する情報	<p>五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
事務又は事業に関する情報	<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

	個人情報保護法	吹田市情報公開条例
	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p>
個人に関する情報	<p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>	<p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>
法人等に関する情報	<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報</p>
国の安全等に関する情報	四 省略	
公共の安全等に関する情報	五 省略	
審議、検討等に関する情報	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	<p>(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの</p>
事務又は事業に関する情報	<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であつて、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務</p> <p>イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業</p> <p>ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）</p>
法令秘情報		(5) <u>法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報</u>

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 自己情報の開示決定等の期限について（法第 108 条）</p>																			
<p>概 要</p>	<p><b>1 相違点</b></p> <p>(1) 開示等の決定等の期限</p> <p>現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 22 条は、実施機関は、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求に対する諾否の決定をしなければならず、その決定期限については、<u>開示は 15 日以内、訂正、削除、中止は 30 日以内</u>と規定（以下「原則期間」という。）しています。</p> <p>そのうえで、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、それぞれ <u>15 日を限度として延長</u>することができる（以下「延長期間」という。）としています。</p> <p>一方、改正個人情報保護法（以下「法」という。）においても、行政機関等の保有する、自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができ、第 83 条（開示決定等の期限）、第 94 条（訂正決定等の期限）、第 102 条（利用停止決定等の期限）は、<u>原則期間及び延長期間いずれも 30 日以内</u>と規定しています。</p> <p>※ 現行条例の「削除」及び「中止」が、法の「利用停止」に当たります。</p> <p>(2) 開示決定期間の算定方法</p> <p>現行条例は、<u>請求のあった日から起算</u>するのに対して、法は、<u>請求のあった日の翌日から起算</u>します。</p> <table border="1" data-bbox="395 1294 1406 1518"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行条例</th> <th>法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原則 期間</td> <td>開示</td> <td>15 日以内（初日算入）</td> <td>30 日以内（初日不算入）</td> </tr> <tr> <td>開示以外</td> <td>30 日以内（ 同上 ）</td> <td>30 日以内（ 同上 ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長期間</td> <td>15 日以内</td> <td>30 日以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（参考）期限の特例</td> <td>15 日以内</td> <td>相当の期間内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 法と異なる規定の可否</b></p> <p>(1) 法第 108 条は、「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定しています。</p> <p>(2) 個人情報保護委員会は、開示決定等の期限について原則期間及び延長期間（ともに 30 日以内）のいずれについても、条例で規定することにより、30 日以内の任意の期間とすることは認めています。</p> <p>ただし、開示決定期間の計算方法について、法と異なる規定を設けることはできないとしています。</p>			現行条例	法	原則 期間	開示	15 日以内（初日算入）	30 日以内（初日不算入）	開示以外	30 日以内（ 同上 ）	30 日以内（ 同上 ）	延長期間		15 日以内	30 日以内	（参考）期限の特例		15 日以内	相当の期間内
		現行条例	法																	
原則 期間	開示	15 日以内（初日算入）	30 日以内（初日不算入）																	
	開示以外	30 日以内（ 同上 ）	30 日以内（ 同上 ）																	
延長期間		15 日以内	30 日以内																	
（参考）期限の特例		15 日以内	相当の期間内																	

実施機関  
の考え方

原則期間及び延長期間ともに、法の期間を採用すると、現行条例の期間を大幅に伸ばすことになり、請求者に不利益な変更となる印象を与えるおそれがあるため、現行条例の取扱いを継続したいと考えます。

よって、改正法に伴う条例案においては、原則期間は、開示は14日以内、開示以外の訂正、利用停止は29日以内とし、延長期間を15日以内としたいと考えます。

なお、原則期間は、初日参入から初日不算入に期間計算の方法が変更となるため、表記上、現行条例の日数から1日減となります。

		現行条例	法	条例案
原則 期間	開示	15日以内	30日以内	14日以内
	開示以外	30日以内	30日以内	29日以内
延長期間		15日以内	30日以内	15日以内
(参考) 期限の特例		15日以内	相当の期間内	相当の期間内

また、法第84条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日（※原則期間30日+延長期間30日）以内にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該機関内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとし、期限の特例について規定しています。

（※訂正請求については法第95条、利用停止請求については法第103条に期限の特例の規定あり。）

この点について、改正法に伴う条例案において、原則期間を14日以内、延長期間を15日以内とすることに伴い、上記「開示請求があった日から60日以内」を「29日以内」として規定することになります。

（※訂正請求及び利用停止請求については、「訂正（利用停止）請求があった日から60日以内」を「44日以内（注・原則期間29日+延長期間15日）」として規定することになります。）

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置 について (第 108 条)</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 相違点</b> 改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 90 条は保有個人情報の訂正請求の対象を、法第 98 条は利用停止請求の対象を、それぞれ保有個人情報すべてではなく、開示決定により保有個人情報として開示を受けたものに限ることとしています（開示請求前置主義）。また、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求及び利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に限ることとしています。 一方、現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、こうした開示請求前置主義を採用していません。</p> <p><b>2 法と異なる規定の可否</b> (1) 法第 108 条は、「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定しています。  (2) 個人情報保護委員会は、開示請求前置主義を採用しないことについて、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような規定を条例で設けることは妨げられないとしています。</p>
<p>実施機関 の考え方</p>	<p>法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求等の制度の安定的運用を図ることを目的に、開示請求前置主義を採用しています。 しかしながら、開示請求前置主義を採用すると、法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに入手した情報について、明白な誤りが認められるような場合においても、訂正請求の前段階において開示請求をしなければならないとすると、請求者に無用な手続きの負担を強いることにつながります。 一方、開示請求前置主義を採用していない現行条例においても、訂正請求等の際には、請求の対象となる自己情報が記録されている公文書を特定し得る程度の具体的な内容を記載した請求書を実施機関に提出することを義務付けています（条例第 21 条）。これにより、訂正請求等の対象となる保有個人情報の範囲をある程度確定することが可能であり、また、訂正請求等の実績も数年に 1 件程度であることを考慮すると、開示請求前置主義を採用しないことにより、訂正請求等の制度の運用に支障が生じることは想定しにくいです。よって、開示請求前置主義は採用しないことにしたいと考えます。</p>

<p>検討事項</p>	<p>個人情報苦情処理委員の継続の要否について</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 個人情報苦情処理委員とは</b></p> <p>(1) 現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 37 条第 1 項は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出について、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を行うため、本市に吹田市個人情報苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く旨を規定しています。</p> <p>(2) 苦情処理委員は、苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、説明又は資料の提出を求め、個人情報の保護に関し是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができます。</p> <p>(3) 現在は、大阪司法書士会に推薦依頼を行い、委員 1 名（任期 2 年）を委嘱しています。</p> <p><b>2 見直しの背景</b></p> <p>(1) 改正個人情報保護法においては、国、地方公共団体、民間事業者それぞれに対して、個人情報の取扱いに関する苦情の処理について規定しています。</p> <p>(2) 個人情報の取扱いに関する苦情の受付・相談等については、本市では、平成 14 年 7 月の条例施行後は苦情処理委員を設置していますが、それ以外にも消費生活相談や市民の声（市政相談）、法律相談などの各種相談においても相談に応じています。また、個人情報は、多くの業務において取扱うことから、各担当室課が直接相談等を受けることがあり、市民総務室（情報公開担当）でも相談等を受けことがあります。</p> <p>国においては、平成 28 年に個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置され、同委員会において相談ダイヤルが設けられています。また、同委員会は民間事業者に対して勧告や命令・緊急命令、その公表といった措置を取ることができ、さらに、改正法の施行により地方公共団体を含む行政機関の長等に対し、実地調査や指導・助言・勧告を行うことができることとなります。</p> <p>また、民間事業者は、事業者独自の相談窓口や、業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、同委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体の相談窓口等を設けています。</p> <p>(3) 府内の中核市及び北摂各市の状況を確認すると、いずれの市においても苦情処理委員を設置しておらず、本市においても制度開始以降 2 件の実績があるのみです。</p>

実施機関 の考え方	<p>個人情報の取扱いに関する苦情の受付・相談等は、市として、取り組む必要があると認識しています。そのうえで、こうした相談等はないに越したことはありませんが、制度開始から 20 年間で苦情処理委員が受けた相談件数が 2 件ということで、相談機関としては形骸化しているようにも感じます。これは、条例制定当時はなかった国や民間事業者による苦情の処理に対する措置等が新たに取られてきたこと、また、本市における各種相談窓口等において個別具体的な相談に対応してきたことなどによるものと考えています。</p> <p>よって、改正法に伴う条例案において、苦情処理委員の設置について規定しないこととしたいと考えます。</p>
--------------	--

## 令和3年度 個人情報保護委員会 年次報告（関係部分抜粋）

本年次報告は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第163条の規定に基づき、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである（略）。

### V 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

#### 第1節 相談受付

##### 1 個人情報保護法関係

###### (1) 個人情報保護法相談ダイヤルにおける対応

個人情報保護法に関する一般的な解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問への回答、個人情報等の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを運用しており、令和3年度は21,237件の相談を受け付けた（付表12）。

令和3年度は、事業者から、令和2年改正法及び令和3年改正法に関する相談や、新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱い等に関する相談が多く寄せられた。全体としては相談件数が増加しており、相談主体別で見ると、前年度に比して、特に、事業者からの相談が増加している。相談内容としては、個人情報の第三者提供や利用目的等に関する質問や苦情が多かった。具体的には、個人データを第三者提供する場合の手続に関する事業者からの質問や、事業者に自身の個人データを第三者提供されたとする個人からの苦情が多く寄せられた。

###### (2) 個別の事業者への対応

###### ① あっせんの実施

個人情報保護法相談ダイヤルに事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられた場合、必要に応じてあっせんに関する説明を行い、あっせんの申出を受けた場合には、可能な限り当事者の納得を得て解決につなげられるよう対応している。令和3年度は、29件のあっせんの申出を受け付けた。具体的な事例としては、事業者のウェブサイトにもまだ在職しているかのように掲載されている元従業員から、当該事業者への個人情報の消去の依頼について一向に対応されないという苦情の申立てがされた事案に関し、当該事業者に対し元従業員からの苦情を伝えるとともに、個人情報保護法の規定等の説明を行い、削除に応じるようあっせんを行った。

###### ② 苦情の処理を行う事業者への対応

個人情報保護法相談ダイヤルに事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情が寄せられた場合、必要に応じて事業者を確認を行った上で、当事者に対する説明を実施したほか、苦情を処理する事業者に対し協力した。具体的な事例としては、本人同意なく事業者から第三者に個人データが提供されたという事案について、当該事業者に対し、個人情報保護法第23条（改正後個人情報保護法第27条）の規定に基づき本人同意を取得するよう促した。

## 12 個人情報保護法相談ダイヤルにおける受付件数

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日、単位：件)

分類	件数	相談主体別			問合せ内容上位5項目 (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)				
		事業者	個人	その他 (※2)	第三者提供	利用目的	安全管理措置	定義	開示等
苦情 (※1)	6,011 (4,637)	50 (102)	5,882 (4,468)	79 (67)	2,599 (2,009)	1,548 (1,114)	875 (776)	152 (149)	540 (393)
	苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は29件(28件)。								
質問	13,088 (8,865)	10,502 (6,945)	796 (788)	1,790 (1,132)	4,196 (3,714)	2,218 (2,116)	1,170 (1,058)	1,624 (1,297)	430 (352)
その他	2,138 (1,914)	273 (291)	1,693 (1,437)	172 (186)	84 (76)	31 (29)	21 (25)	20 (68)	8 (12)
計	21,237 (15,416)	10,825 (7,338)	8,371 (6,693)	2,041 (1,385)	6,879 (5,799)	3,797 (3,259)	2,066 (1,859)	1,796 (1,514)	978 (757)

(※1) 事業者等における不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

(※2) 行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談。

(注) ( ) 内は前年度の実績。

## 13 マイナンバー苦情あっせん相談窓口における受付件数

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日、単位：件)

分類	件数	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情 (※1)	14 (30)	0 (0)	0 (2)	1 (2)	11 (14)	2 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)
	苦情の合計のうち、あっせん申出受付の件数は13件(16件)。									
相談	1,049 (882)	87 (159)	225 (145)	23 (38)	88 (65)	441 (333)	16 (16)	33 (29)	11 (5)	125 (92)
その他 (※2)	13 (30)	7 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (12)	0 (0)	1 (5)
計	1,076 (942)	94 (171)	225 (147)	24 (40)	99 (80)	443 (344)	16 (16)	38 (41)	11 (6)	126 (97)

(※1) 事業者等における不適正な取扱い等に関する情報提供を含む。

(※2) マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

(注) ( ) 内は前年度の実績。

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 審議会への諮問について（法第 129 条）</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 改正法第 129 条</b></p> <p>改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 129 条は、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、<u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる</u>としています。</p> <p><b>第 3 章 個人情報の保護に関する施策等 第 3 節 地方公共団体の施策</b>  （地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）</p> <p>第 12 条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その設立にかかる地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（区域内の事業者等への支援）</p> <p>第 13 条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（苦情の処理のあっせん等）</p> <p>第 14 条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><b>2 個人情報保護委員会の見解</b></p> <p>審議会への諮問について、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、次のとおり見解を示しています。</p> <p>(1) 「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有するものの意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>(2) 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば以下の場合が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合。</li> <li>・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合。</li> </ul> <p>(3) 「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられる。</p> <p>(4) 審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではない。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件とすることや、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない。</p> <p>(5) 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</p> <p>(6) 法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p> <p>(7) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づき、審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に意見を聴くことは妨げられない。</p>
<p>実施機関の考え方</p>	<p>現行条例では、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件としてきましたが、改正法のもとでは、こうした取扱いは認められません。しかし、制度の運用ルールの細則を設けることや法施行条例の改正にあたり、審議会へ諮問することは可能とされています。</p> <p>よって、市として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、改正法に伴う条例案に審議会への諮問について規定したいと考えます。</p>

検討事項	<p>【必須事項】 自己情報の開示請求に係る手数料について (法第 89 条第 2 項)</p>																										
前 提	<p><b>1 改正法</b></p> <p>改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 89 条第 2 項は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定するとともに、同条第 3 項においては、その額は、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとも規定しています。</u></p> <p>また、個人情報保護委員会は、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられないとしています。</p> <p><b>2 現行条例</b></p> <p>現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 42 条第 1 項は、自己情報の開示等に係る<u>手数料は、無料とすると規定しています。</u></p> <p>ただし、同条第 2 項において、<u>公文書の写しの交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないとしています。</u></p> <p>現行の個人情報保護条例施行規則第 23 条別表に規定する写しの作成等に要する費用は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="391 1126 1410 1821"> <thead> <tr> <th>公文書の種類</th> <th>写しの作成方法</th> <th>規格</th> <th>費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文書、図画及び写真</td> <td rowspan="2">乾式複写機による作成</td> <td>単色刷り</td> <td>1 枚につき 10 円</td> </tr> <tr> <td>多色刷り</td> <td>1 枚につき 50 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電磁的記録</td> <td>録音カセットテープへの複写による作成</td> <td>記録時間 120 分</td> <td>1 巻につき 150 円</td> </tr> <tr> <td>ビデオカセットテープへの複写による作成</td> <td>記録時間 120 分</td> <td>1 巻につき 250 円</td> </tr> <tr> <td>フロッピーディスクへの複写による作成</td> <td>3.5 インチ</td> <td>1 枚につき 30 円</td> </tr> <tr> <td>CD-R への複写による作成</td> <td>650 メガバイト</td> <td>1 枚につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>DVD-R への複写による作成</td> <td>4.7 ギガバイト</td> <td>1 枚につき 100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を 1 枚として計算する。</li> <li>公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付をする場合は、日本工業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。</li> </ol>	公文書の種類	写しの作成方法	規格	費用の額	文書、図画及び写真	乾式複写機による作成	単色刷り	1 枚につき 10 円	多色刷り	1 枚につき 50 円	電磁的記録	録音カセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 150 円	ビデオカセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 250 円	フロッピーディスクへの複写による作成	3.5 インチ	1 枚につき 30 円	CD-R への複写による作成	650 メガバイト	1 枚につき 100 円	DVD-R への複写による作成	4.7 ギガバイト	1 枚につき 100 円
公文書の種類	写しの作成方法	規格	費用の額																								
文書、図画及び写真	乾式複写機による作成	単色刷り	1 枚につき 10 円																								
		多色刷り	1 枚につき 50 円																								
電磁的記録	録音カセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 150 円																								
	ビデオカセットテープへの複写による作成	記録時間 120 分	1 巻につき 250 円																								
	フロッピーディスクへの複写による作成	3.5 インチ	1 枚につき 30 円																								
	CD-R への複写による作成	650 メガバイト	1 枚につき 100 円																								
	DVD-R への複写による作成	4.7 ギガバイト	1 枚につき 100 円																								

実施機関 の考え方	<p>現行条例と同様に、開示手数料を徴収せず、コピー代等の実費相当額のみを徴収することが適当と考えます。</p> <p>また、現行規則で定める電磁的記録の写しの作成方法についても、実態にそぐわない媒体（カセットテープ、ビデオテープ、フロッピーディスク）への複写は削除するなどの見直しが必要と考えます。</p>
--------------	--

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について (法第 119 条第 4 項)</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1 行政機関等匿名加工情報の提供制度</b>  (1) 改正個人情報保護法(以下「法」という。)により、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人が識別できないように加工して匿名加工情報(※)を民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関に導入されます。</p> <p>※ 匿名加工情報とは、特定の個人が識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。</p> <p>ただし、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、<u>行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意であるとしています。(法附則第 7 条)</u></p> <p>(2) 制度の流れ  [行政機関等] 提案の募集  ↓  〈民間事業者〉 提案  ↓  [行政機関等] 提案の審査  ↓  (両者による) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約  ↓  〈民間事業者〉 手数料の支払い  ↓  [行政機関等] 行政機関等匿名加工情報の作成・提供</p> <p><b>2 手数料</b>  法第 119 条第 4 項は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定しています。</p> <p>ただし、個人情報保護委員会は、行政機関匿名加工情報の提案募集について、<u>当分の間、任意であるとされている地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、提案募集を行わない場合は、手数料を条例で規定する必要はないとの見解を示しています。</u></p>
<p>実施機関の考え方</p>	<p>個人情報を匿名化するにあたっては、表計算ソフトの氏名のセルを削除するだけの単純な加工では匿名化とはならず、その人が特異な属性を持っていれば個人を特定できてしまうため、特異な記述の削除・置き換えが求められるなど、データベースの性質に応じた措置が求められることとなります。</p>

一方、国や独立行政法人等については、令和4年4月から行政機関等匿名加工情報の提案募集制度が始まっていますが、それ以前から匿名加工情報と同様の非識別加工情報の提案募集制度が設けられてきました。しかし、実績としては独立行政法人に対して1件の提案があるのみです。また、地方自治体においては、全国で8自治体のみが非識別加工情報の提案募集制度を導入していますが、こちらも1件の提案があったのみです。

加工には専門的な知識が必要ですが、先行する国や独立行政法人等においても実績がほとんどなく、ノウハウの蓄積もないことから、匿名化が不十分であれば個人情報の漏えいにつながりかねません。

よって、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、任意であることから、行政機関等匿名加工情報に係る早急な提案募集は控えることとし、国や都道府県等の状況を注視し、制度に対するニーズを把握するとともに、データ利活用の前提となる個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、加工に必要な知識やノウハウを研究していきたいと考えます。それに伴い、当該手数料についても、改正法に伴う条例案への規定は行わないことにしたいと考えます。